

(お知らせ)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続について

平成14年11月1日  
経 済 産 業 省  
製造産業局化学物質管理課

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)に係る化学物質の輸入通関手続については、昭和61年1月31日付け通商産業省基礎産業局化学品安全課名通知「化学物質の輸入通関手続きについて」(以下「旧通知」という。)により、実施しているところですが、化学物質の輸入通関手続の遵守の一層の徹底を図るため、下記のとおり内容を変更し、本日より実施します。

なお、旧通知は、平成14年10月31日限りで廃止します。

## 記

### 1 既存化学物質、公示化学物質又は指定化学物質を輸入する場合

法附則第2条第4項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質(以下「既存化学物質」という。)を輸入する場合にあっては、輸入申告書又はインボイスに当該物質に係る官報告示の類別整理番号を記入すること。

法第4条第3項(法第5条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定によりその名称が公示された化学物質(以下「公示化学物質」という。)又は法第2条第6項の規定によりその名称が公示された同条第4項の指定化学物質(法第25条の規定により指定が取り消されたものを含む。以下「指定化学物質」という。)を輸入する場合にあっては、輸入申告書又はインボイスに当該物質に係る官報告示の通し番号及び整理番号を記入すること。

なお、既存化学物質のうち、別表に掲げる化学物質は、第一種特定化学物質に該当するものであり、輸入しようとする場合は、法第11条に基づく経済産業大臣の許可が必要となるので、通関の手続きの際には十分に注意すること。(2を参照のこと。)

### 2 第一種特定化学物質を輸入する場合

- (1) 試験研究用以外として法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質を輸入する場合は、法第11条に基づく経済産業大臣の許可を受けることが必要となる。(現在のところ、原則として認めていない。)
- (2) 試験研究用として第一種特定化学物質を輸入する場合には、輸入貿易管理令に基づく輸入通関手続にしたがい、試験研究用として適当であることについて経済産業大臣の確認を受けるとともに、様式第1による書面を提出すること。

### 3 第二種特定化学物質を輸入する場合

試験研究用以外として法第2条第3項に規定する第二種特定化学物質を輸入する場合

は、法第26条第1項に基づき、毎年度、輸入予定数量を経済産業大臣に届け出る必要があるとともに、届け出た輸入予定数量を超えて輸入する場合は、同条第2項に規定する変更の手続きが必要となるので十分に注意すること。

#### 4 新規化学物質を輸入する場合

- (1) 新規化学物質を輸入する場合は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣へ必要事項を届出し、審査を受ける必要があること。
- (2) 法第3条の届出を行ったものであり、法第4条第1項又は第2項の規定により法第2条第2項各号のいずれにも該当しないものである旨の通知を受けた新規化学物質については、輸入申告の際に、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写しを提出すること。

なお、法第4条第3項の規定により当該新規化学物質の名称が公示された以降は、通知書の写しは必要なく、上記1の公示化学物質に該当する場合の手続によること。

- (3) 法第3条の届出を行ったものであり、法第4条第1項又は第2項の規定により法第2条第3項各号の一に該当する疑いのあるものである旨の通知を受けた新規化学物質については、輸入申告の際に、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写しを提出すること。

なお、法第2条第6項の規定により当該新規化学物質の名称が公示された以降は、通知書の写しは必要なく、上記1の公示化学物質に該当する場合の手続によること。

- (4) 試験研究用又は試薬として新規化学物質を輸入する場合は、輸入申告の際に、輸入申告に係る化学物質は試験研究用又は試薬として輸入するものである旨の様式第1による書面を提出すること。

#### 5 医薬品中間物又は少量新規化学物質として新規化学物質を輸入する場合

- (1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号。以下「令」という。)第2条第1項第1号に規定する医薬品の中間物として新規化学物質を輸入する場合は、輸入申告の際に、輸入申告に係る化学物質は医薬品の中間物として輸入するものである旨の様式第1による書面を提出すること。
- (2) 令第2条第1項第2号の各号に該当する旨の確認を受けた化学物質を輸入する場合は、輸入申告の際に、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認書の写しを提出すること。

#### 6 外国における製造者等に係る新規化学物質のうち、第一種特定化学物質に該当しない旨の通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入する場合

法第5条の2第2項において準用する法第4条第1項又は第2項の規定により法第2条第2項各号のいずれにも該当しないもの又は同条第3項の各号の一に該当する疑いのあるものである旨の通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入する場合は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写しを当該通知を受けた者から入手し、輸入申告の際に提出すること。ただし、当該通知を受けた者が当該新規化学物質の本邦への輸出を第三者に行わせる場合は、当該通知書の写し及び当該通知を受け

た者が当該通知に係る新規化学物質の本邦への輸出を当該第三者に行わせることとした旨を当該通知を受けた者が記載した書面（注）を入手し輸入申告の際に提出すること。

なお、法第5条の2第2項において準用する法第4条第3項又は法第2条第6項の規定により公示された以降は、通知書の写し等は必要なく、上記1の公示化学物質に該当する場合の手續によること。

（注）様式等については、厚生労働省、経済産業省及び環境省から当該通知を受けた者に対しあらかじめ指示することとしている。

## 7 留意すべき事項

(1) 混合物は、「製品」として扱われるものと、なお「化学物質」ととどまるものがあるが、化学物質として取り扱われるものにあつては、上記1から6に掲げる輸入通関手續が必要なので、十分注意すること。

なお、「製品」と「化学物質」の区別は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（昭和62年3月24日付け薬発第291号、62基第171号）及び『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における「化学物質」と「製品」の区別について』（昭和49年7月19日付け）に従うものとする。

(2) 上記1から6に掲げる書面の提出がない場合は、輸入が認められないこともあるので十分に注意すること。また、上記1から6に掲げる書面に記載された化学物質とインボイスその他の書類に記載された化学物質との関係がそれらの名称等により明らかとなっていない場合は、輸入が認められないこともあるので十分に注意すること。

(3) 虚偽の記載又は偽造に基づく上記1から6に掲げる書面を提出して、新規化学物質を輸入したことが判明した場合は、関係諸法律に照らして処罰されることがあるので十分に注意すること。

〔様式第1〕

年 月 日

税関長 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名  
住所 印

今般輸入申請に係る（I・Dに記載した名称）は、  
試験研究用（〇〇〇において使用）  
試薬（ に納入）  
医薬品中間物（×××において使用）  
として輸入するものに相違ありません。

担当者氏名

電話番号

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ( )は、該当する事項を記載すること。

3 ○○○及び×××は使用者名を、                   は使用者名、小分け業者名又は扱い者名を記載すること。

# (別表)

## 第1種特定化学物質

番号	第1種特定化学物質	既存化学物質に係る官報告示の類別整理番号	関税定率法別表の区分
1	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		2903.69 , 3404.90 , 3824.90 , 38.25
2	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が三以上のものに限る。) (PCN)	4 317	2903.69 , 3404.90 , 3824.90 , 38.25
3	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	3 76	2903.62
4	アルドリン	4 303	2903.59-2
5	ディルドリン	4 299	2910.90
6	エンドリン	4 299	2910.90
7	DDT	4 910	2903.62
8	クロルデン類	9 1646	2903.59-1
9	ビス (トリブチルスズ) = オキシド (TBTO)	2 2027 , 2 2242	2931.00
10	N・N-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN・N-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	3 146 , 3 365	2921.51
11	二・四・六 トリ ターシャリ ブチルフェノール (TTBP)	3 540	2907.19
12	マイレックス		2903.59-2
13	トキサフェン		2903.59-2

注 :PCB等のうち同位元素 (第28.44項のものを除く)のものは、2845.90に属す